

平成 26 年 11 月 16 日執行予定

愛媛県知事選挙

この県の未来を託すリーダー。決まるのは、11月16日。
決めるのは、わたしたちの一票。

告示日
10月30日(木)
投票日
11月16日(日)
7時～20時

【投票できる人】

平成 6 年 11 月 17 日以前に生まれた人で、次のどちらかに当てはまる人

- ① 平成 26 年 7 月 29 日以前に松前町に転入届を出した人で、引き続き松前町に住んでいる人
- ② 松前町の選挙人名簿に登録されていて、平成 26 年 7 月 30 日以降に松前町から県内の他市町へ転出し、引き続きその転出先の市町に住んでいる人

※ ②については、投票するときに、住民票担当課で発行する「引き続き愛媛県の区域内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

※ 投票当日に松前町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

※ 他の市町村の選挙人名簿に登録されている人は、そちらの市町村での投票となります。不在者投票は、早めにお問い合わせください。

【投票所入場券】

投票所入場券は、10月30日(木)から選挙人に郵送を開始する予定です。

投票日が近くなっても、投票所入場券が届かない場合は、選挙管理委員会にご連絡ください。

また投票所入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所の受け付けで申し出てください。

【期日前投票】

仕事、病気またはレジャーなどで投票日に投票できない人のために設けられた制度が「期日前投票」です。

11月16日(日)に投票できない人は、投票所入場券を持って期日前投票所へお越しください。

○期間 10月31日(金)～11月15日(土)

○時間 8時30分～20時

○場所 役場2階大会議室

【期日前投票の仕方】

期日前投票と当日投票の違いは、受け付けで宣誓書を記入してもらうことです。

宣誓書には、住所、氏名、性別などのほかに、投票日当日投票できない理由を次の中から選んでもらうようになります。

- ▷仕事、学業、地域行事の役員、冠婚葬祭などに従事
- ▷それ以外の用事、旅行、レジャーなどのため投票区外(町内)または町外に外出・滞在
- ▷疾病、負傷、出産、身体障がいなどのため歩行困難
- ▷住所移転のため、松前町外に居住



【STEP 1】

投票所入場券を持って、期日前投票所へ行きます。



【STEP 2】

受け付けで、宣誓書を記入し、投票用紙を受け取ります。



【STEP 3】

候補者の氏名を投票用紙に自書します。



【STEP 4】

投票箱に投函して終了!

平成 27 年度 保育所入所児童を募集します

平成 27 年度に保育所へ入所を希望する人は、次の要領でお申し込みください。

●入所対象児童と定員

《町立》

保育所	定員	受入年齢	住所	電話
松前保育所	120 人	6 カ月～ 5 歳児	筒 井	984-1068
黒田保育所	60 人	6 カ月～ 5 歳児	北黒田	984-1358
小富士保育所	60 人	6 カ月～ 5 歳児	大 溝	984-1161
二名保育所	90 人	1 歳児～ 5 歳児	出 作	984-1348
白鶴保育所	60 人	1 歳児～ 5 歳児	上高柳	984-1088

※宗意原保育所は園児募集はありません。

《私立》

保育園	定員	受入年齢	住所	電話
岡田保育園	45 人	6 カ月～ 5 歳児	西高柳	984-2730

《認定こども園の保育園》

保育園	定員	受入年齢	住所	電話
エンゼル保育園	70 人	6 カ月～ 5 歳児	西古泉	984-8858

※エンゼル保育園の利用は利用者とエンゼル保育園との直接契約です。申込書の請求や申し込みは直接エンゼル保育園へご連絡ください。
※定員に余裕がない時は、希望の保育所に入所できない場合があります。
※受入年齢は 27 年 4 月 1 日現在の年齢です。

27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が開始予定で、これにより、幼稚園・保育所の入園(所)の手続きが変更されます。新制度の概要や町の取り組み状況などの情報は、今後ホームページや広報まさきでお知らせしていきます。

●入所資格

- ①保護者が働いている場合
- ②保護者が妊娠中または出産後間がない場合
- ③保護者が病気または心身に障がいがある場合
- ④保護者が長期にわたり、病人や心身に障がいがある同居の親族を常に介護している場合
- ⑤震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- ⑥保護者が求職活動(起業の準備含む)を継続的にしている場合
- ⑦保護者が就学(職業訓練校などの訓練含む)している場合

●受付期間

10月1日(水)～10月31日(金) 執務時間中

●提出書類

- ①入所児童 1 人につき 1 枚の申込書
- ②入所要件調査票
- ③勤務証明書など、家庭で保育できない理由を証明するもの
※書類は町ホームページ、福祉課、各保育所にあります。

●入所決定

新規入所申込者には面接(2月上旬)で審査し、決定します。入所承諾書は3月中旬までに各家庭に送付予定です。

●保育料

保育所入所児童の父母など、扶養義務者の町民税の額によって決まります。

- 申込先 福祉課児童福祉係 ☎985-4114、各保育所
※エンゼル保育園は直接、園へ申し込んでください。

町有地を売却します

下記の町有地を先着順で売却します。

▼申請方法

入札参加申込書を持参か郵送(書留)で提出してください。

▼申請書提出期間

10月10日(金)～平成27年3月31日(火) 9時～17時

※土・日曜日、祝日、年末年始の休日を除く。

※郵送の場合は、27年3月31日(火)17時必着。

▼関係書類配布・申請書類提出場所
財政課財産管理係
☎985-4232



- ①所在地
- ②地目
- ③地積
- ④予定価格
- ⑤用途地域
- ⑥備考

物件1

①松前町大字浜字東恵美洲322番1,323番2
②宅地 ③194.89㎡
④9,210,000円
⑤商業地域
⑥旧松前交番跡地

物件2

①松前町大字筒井字殿町1374番1 ②宅地
③540.30㎡ ④14,707,000円 ⑤第1種住居地域

平成27・28年度 入札参加資格審査の申請を受け付けます

27・28年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタン、業務委託や物品などの入札参加資格審査の申請を次の通り受け付けます。

詳細は10月1日から、財政課窓

口、ホームページに掲載します。確認の上、申請してください。

▼受付期間 11月4日(火)～12月25日(木)

財 財政課入札検査係

☎985-4157

まさきファミリー・サポート・センター 「ma★ma・ほっと」 ふれあい交流会

地域の皆さん、利用会員やサポート会員に楽しいひと時を過ごしてもらうため、ふれあい交流会を開催します。希望者は、ファミリー・サポート・センターか子育て支援センターへご連絡ください。

- ◎日時 11月8日(土) 9時45分～12時30分
- ◎会場 福祉センター2階
あそびステーション・集会室
- ◎内容 9時30分～ 受付開始
9時45分～ 開会・オリエンテーション
森のつみ木広場
11時～ 音楽ランド、サポーター紹介
みんなで歌おう など



ファミサポ登録説明会を随時行います。利用会員・サポート会員登録を考えている人はこの機会をご利用ください。

◎まさきファミリー・サポート・センター ☎960-3269
子育て支援センター ☎985-4145



「ねんきんネット」を利用しませんか

「ねんきんネット」は、年金加入記録の照会や年金見込額の試算など、年金に関するさまざまなサービスが受けられる便利なサイトです。自宅のパソコンやスマートフォン（一部制限あり）から日本年金機構にアクセスすると利用できます。インターネットが使える環境にない人も、役場で「ねんきんネット」の申請を受け付けています。

- ▼申請で必要なもの
 - ・本人確認できる身分証（顔写真がない場合は2点必要）
 - ・認印
 - ・委任状（代理申請の場合）
 - ※委任状の様式は役場にあります。
- ☎ 松山西年金事務所国民年金課
☎ 925-5110
- ☎ 町民課住民係
☎ 985-4106

町県民税・各種保険料（税）の特別徴収 10月から本徴収が始まります

町県民税・各種保険料（税）を特別徴収（年金天引き）で納めている人は、10月から本徴収が始まります。また、これまで普通徴収だった人でも、10月から特別徴収が始まる人もいます。対象者には、6月7月に通知書を送付していますのでご確認ください。特別徴収は翌年度以降も引き続き行われ、平成27年度4・6・8月に納める額は、26年度2月に納める額と同額です。

☎ 985-4110

支払月	26年度						27年度		
	4	6	8	10	12	2	4	6	8
徴収区分	仮徴収 または 普通徴収			特別徴収 (本徴収) 26年度税 (保険料)額 -徴収済額			特別徴収 (仮徴収) 26年度2月 に納める額 と同額		

☎ 985-4227

☎ 985-4110

☎ 985-4227

☎ 985-4110

参加者を募集します

松前町ふれあい健康マラソン大会

- ◎日時 11月30日(日) 9時～
小雨決行(予備日12月7日)
- ◎集合場所 松前浄化センター
- ◎コース 塩屋海岸沿岸道路
- ◎種別 ①ふれあいコース(2km)
小学生男子の部(4年生以上)
小学生女子の部(4年生以上)
中学生男子の部
中学生女子の部
ファミリーの部(小学3年生以下は、この部に親子で参加すること)
②ふれあいコース(3km)
中学生男子
③挑戦コース(5km)
高校生以上の男女

- ◎参加資格 町内に在住・在勤・在学している健康な人
- ◎申し込み方法 社会教育課、松前公園、文化センター、東西・北公民館にある申込書に必要事項を記入し、社会教育課に提出してください。
- ◎締め切り 11月21日(金) 17時
- ☎ 社会教育課社会体育係
☎ 985-4138



飲用井戸の設置者の皆さんへ 井戸水の管理・検査をしましょう

- 不適切な井戸水の飲用で健康を損なうことがあります。次の点に気を付けて適正に管理しましょう。
- ◎井戸の衛生的な管理を
- ・井戸と周辺には、みだりに人も動物も入らないようにしましょう。
- ・井戸周辺の点検を定期的に行い、周囲の清潔保持に努めましょう。
- ◎水質検査の実施を
- ・日ごろから水の色、濁りや味、臭

- いなどに注意し、定期的に(年1回以上)水質検査を受けましょう。
- ・異常があれば飲用をやめ、水質検査をして安全を確認しましょう。
- ☎ 県中予保健所
☎ 941-1111
- ☎ 県立衛生環境研究所
☎ 931-8757
- ☎ (公)愛媛県総合保健協会
☎ 987-8206

インフルエンザ予防接種を受けよう

接種後、抵抗力がつくまで2週間程度かかるといわれていますので、12月中旬までに受けることをおすすめします。次の対象者には、予防接種の費用を助成します。

〈64歳以下の国民健康保険加入者〉

- 助成対象者 接種日に国保税の滞納がない世帯の64歳以下の人(右記◎の対象者は除く)
- 助成方法 医療機関で接種後、費用の一部を現金で支払う
- 助成額 1人 1,000円
- 助成回数 年度内 1人1回
- 請求期限 接種を受けてから6カ月
- 請求に必要な物 ①医療機関が発行した領収書(予防接種名、接種者の氏名、料金などが明記してあるもの。金額だけのレシートは不可) ②保険証 ③印鑑(朱肉を使うもの)
- 申請方法 請求に必要な物を持って、保険課医療保険係へお越しください。
- ☎ 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

〈65歳以上の人〉

◎60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい(身体障がい者手帳1級相当)がある人を含む

- 助成対象者 町内に住民票のある人
- 助成方法 県内の協力医療機関に事前に予約して接種(接種券は医療機関にあります)。その際に個人負担のみ支払う
- 個人負担 1,000円(生活保護などの支援給付を受けている人は個人負担金は不要です。事前に福祉課で必要書類をもらってから接種に行ってください)
- 助成回数 下記期間内 1人1回
- 助成期間 10月15日☎～12月31日☎
- 接種時に必要な物 保険証など住所、氏名、年齢が確認できるもの(◎に該当する60～64歳の人には、身体障がい者手帳または医師の診断書)
- ☎ 健康課保健センター係 ☎ 985-4118

10月17～23日は薬と健康の週間

薬を安全に飲むために

薬を使用するときは次のことに注意し、より安全に効果的に使用しましょう。

- ①使用する前に薬の説明をよく読みましょう。使用上の注意、副作用などを確認する。
- ②用法・用量を守りましょう。決められた薬の服用時間を守ること。
【服用時間について】
食前：食事の約30分前
食後：食事の約30分後
食間：食事と食事の間(食事の約2時間後)
頓服：痛み、熱など症状のあるとき
- ③薬の形(剤形)に合った服用方法を守りましょう。錠剤、カプセル剤：コップ1杯程度の水かぬるま湯で服用する。
液剤：よく振ってから、1回分を計量して服用する。

- ④薬の飲み合わせ(相互作用)に注意しましょう。薬の飲み合わせは、必ず医師や薬剤師に相談してから行う。
- ⑤高齢者の薬の使用には特に注意しましょう。体調の変化があれば、必ず医師や薬剤師に相談すること。
- ⑥薬は正しく保管しましょう。子どもの手の届かない場所や直射日光の当たらない涼しい場所で保管。容器の詰め替えはしない。
- ⑦古い薬の使用はやめましょう。
 - ・有効期限の切れた薬は処分すること。
 - ・医療機関で処方された薬が残った場合は、使用期限にかかわらず処分すること。
 - ・似たような症状でも、自己判断だけでは危険なので、使用しないようにすること。

☎ 県健康衛生局薬務衛生課薬事係 ☎ 912-2391
(一般社団法人)愛媛県薬剤師会 ☎ 941-4165

第39回 まさき文化祭

10月25日(土) 10時30分～16時30分
10月26日(日) 10時～16時

10/25・10/26
こども作品展
10/26
フリマの祭典(フリーマーケット)
※フリマの祭典は雨天中止

アミューズメントゾーン
松前公園

10/25
チャレンジ・ザ・ゲーム
10/25・26
作品展示会、芸能発表会

アートゾーン
文化センター

10/25
健康コーナー
サロン・ボランティアコーナー
交通安全コーナー

ふれあいゾーン
福祉センター



10/25
オープニングセレモニー
10時30分～
クラウンショー、獅子舞競演会
10/26
ゴスペルライブ、マジックショー
10/25・10/26
まつまえ・まさき物産展
ふるさとフェスタ、各種バザー

イベントゾーン
庁舎前駐車場

☎ 社会教育課生涯学習係 ☎ 985-4135

北海道の味がお手頃価格で まつまえ・まさき物産展



10月25日(土) 11時～ 不漁などの理由で商品が変更になつたり、売り切れたりする場合がありますので、ご了承ください。
10月26日(日) 10時～

共催 北海道松前物産協会、愛媛県松前町商工会、四国珍味商工協同組合青年部

まつまえ商品

ほっけ開き	うに純作り
松前するめ、のしするめ	鮭トバ
松前漬、数の子松前漬	松前小島とろろ昆布
塩辛(いか、するめ)	小島真昆布だし用
いかの一夜干し	早煮昆布煮物用
いくら醤油漬	根昆布

まさきの珍味なども各種取りそろえています。お手頃価格で販売しますので、ぜひお越しください。

◆健全化を判断する比率(単位：%)

指標	松前町	早期健全 (国の基準) イエローカード	財政再生 (国の基準) レッドカード	備考
実質赤字比率 (一般会計に対する赤字の割合)	—	14.27	20.0	2億7,058万6千円の黒字
連結実質赤字比率 (全会計に占める赤字(または資金の不足額)の割合)	—	19.27	30.0	13億9,011万6千円の黒字
実質公債費比率 (収入に占める借金返済額の割合)	12.1	25.0	35.0	前年度 12.7%
将来負担比率 (将来にわたる実質的な負債の割合)	89.4	350.0		前年度 95.7%

※実質収支と連結実質収支が黒字のため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、—で表示されます。

◆資金不足の比率(単位：%)

区分	資金不足比率	経営健全
水道事業会計	—	20.00
公共下水道事業特別会計	—	

※事業の規模に対する資金不足額が無いため、資金不足比率はありません。

平成25年度 松前町財政健全化指標 松前町の財政は健全です

平成25年度の健全化判断比率と資金不足比率をお知らせします。これらの比率が低いほど、自治体の財政状況は健全です。

【解説】松前町は国の定めた基準よりも比率が低く、イエローカードに当たる早期健全化団体(公営企業については経営健全化団体)とレッドカードに当たる財政再生団体に該当しません。
このように健全な松前町の財政ですが、この状態が将来にわたって保障されているわけではありません。今後も財政運営に厳しい姿勢で臨み、健全財政の維持に取り組みます。

☎ 財政課財政係

☎ 985-4101

10月20～26日は行政相談週間 特別行政相談所を 開設します

行政に関する苦情や要望などを中立的な立場から解決にあたるのが行政相談です。相談無料、秘密は厳守します。

- ◎日時 10月20日(月) 10時～15時
- ◎場所 東公民館
- ◎相談員 行政相談委員 烏谷太紀勇、三好健二

※定例の行政相談を毎月1回開催しています。詳しくは「まさきお役立ちカレンダー」行政相談をご覧ください。

☎ 総務課危機管理係 ☎ 985-4103

防犯意識・防災意識を高めよう 安心・安全ふれ愛フェア



交通事故をはじめ、犯罪、火災や自然災害などの事件や事故を未然に防ぐためには、日ごろから防犯意識、防災意識を高めておく必要があります。安心・安全ふれ愛フェアでは、今年も警察・消防・自衛隊などの各関係機関がブースを設置し、大人から子どもまで、防犯や防災に関する事柄を見て、聞いて、体験できるイベントを用意しました。ぜひ、お越しください。

- ◎日時 10月13日(月・祝) 10時～15時(予備日なし)
- ◎場所 エミフルMASAKI 平面駐車場
- ◎内容

○スタントマンによる模擬交通事故や違反行為模擬演技の体験
○放水、ロープ渡り体験
○パトカー、白バイ、防災関係車両、消防車両や自衛隊車両などの展示・乗車体験・記念撮影
○資機材の展示や防火服の着体験
○みきゃんやまもる君など各機関のマスコットとの記念撮影

☎ 県消防防災安全課交通安全推進係 ☎ 912-2321